**公示送達**

**405\_21**

**【仮換地指定通知】土地区画整理組合**

○○○市○○土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので（送付を受けるべき者が受領を拒んだので）、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

　　　記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　○○県○○市○○町○丁目○○

氏名　○○　○○

二、通知の内容

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定により、○○○市○○土地区画整理事業の換地設計において定められた別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図のとおり仮換地指定をします。

なお、別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図は掲載を省略し、それらを○○○市○○土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に○○県知事に審査請求するこができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

令和○○年○○月○○日**（※①）**

○○県○○市○○町○○○番地○○

○○市○○○○○土地区画整理組合

理事長 ○○　○○

（※①）掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

・別表及び別図についても、官報へ掲載可能です